別表第三中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同表を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第五（第三十三条の四関係）

家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　消石灰液（一〇％） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの） 3　炭酸ナトリウム溶液（四％） 4　水酸化ナトリウム溶液（二％）
口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水胞病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	消石灰液（一〇％）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	ハロゲン化合物（ヨードホールを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　炭酸ナトリウム溶液（四％） 3　水酸化ナトリウム溶液（二％）
出血性敗血症、ブルセラ病、ヨーネ病、鼻疽、家きんコレラ、家きんサルモネラ感染症	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　消石灰液（一〇％） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 3　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの） 3　炭酸ナトリウム溶液（四％） 4　水酸化ナトリウム溶液（二％）
炭疽	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	ハロゲン化合物（ヨードホールを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 3　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 4　炭酸ナトリウム溶液（四％） 5　水酸化ナトリウム溶液（二％）
結核病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　消石灰液（一〇％） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 2　炭酸ナトリウム溶液（四％） 3　水酸化ナトリウム溶液（二％）
牛肺疫、アナプラズマ病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　消石灰液（一〇％） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの） 3　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）